

国民健康保険についてのお知らせ

加入などの届け出はお忘れなく！

春は進学や就職、退職などが多い時期です。国民健康保険に加入したりやめたりするとき、**14日以内に届け出をしてください。**

届け出にはマイナンバー（個人番号）の記入が必要となります。届け出が必要な方および世帯主の方のマイナンバー（個人番号カード）、またはマイナンバーが分かる書類と窓口に来られた方の本人確認書類をお持ちください。

こんなとき		届け出に必要なもの
加入するとき	ほかの市町村から転入してきたとき	ほかの市町村の転出証明書、印鑑
	職場の健康保険をやめたとき	職場の健康保険をやめたことを証明するもの、印鑑
	職場の健康保険の被扶養者でなくなったとき	被扶養者でなくなったことを証明するもの、印鑑
	子どもが生まれたとき	母子健康手帳、印鑑
	生活保護を受けなくなったとき	保護廃止決定通知書、印鑑
やめるとき	ほかの市町村に転出するとき	国保の保険証、印鑑
	職場の健康保険に加入したとき	国保と職場の健康保険の両方の保険証（職場の保険証が未交付の場合は加入したことを証明するもの）、印鑑
	職場の健康保険の被扶養者になったとき	
	国保の被保険者が死亡したとき	国保の保険証、印鑑
	生活保護を受けるようになったとき	国保の保険証、保護開始決定通知書、印鑑
そのほか	市内で住所が変わったとき	国保の保険証、印鑑
	世帯主や氏名が変わったとき	
	世帯分離・合併したとき	
	修学のため、佐渡市から転出するとき	在学証明書(原本)または学生証(写し)、印鑑

届け出の際は本人確認書類の提出が必要です

顔写真付の証明書（運転免許証等）1点、または、顔写真付でない場合は、住所・氏名・生年月日が確認できるもの（保険証、年金手帳、年金証書、介護保険証等）2点が必要です。

※窓口に来られる方と届け出が必要な方が別世帯の場合は、委任状が必要です。

加入の届け出が遅れた場合は・・・

保険証がないため、その間にかかった医療費は一旦、全額自己負担となります。

また、届け出が遅れたとしても加入発生の事実が生じた時点までさかのぼって加入となるため、国保税もさかのぼって納めなければなりません。

やめる届け出が遅れた場合は・・・

国保の保険税と国保以外の健康保険料が二重でかかってしまいます。既に別の健康保険に加入しているのに国保の保険証を使って受診した場合、国保が負担している医療費を返還していただき、医療費は一旦、全額自己負担となります。

※職場の健康保険に加入しても、職場から市役所に国保をやめる届け出はありませんので、必ず届け出をお願いします。

